○法務省・国土交通省令第三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十七条第二項及び同法第六十四条の八第五項の規定に基づき、並びに積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）及び旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）を実施するため、宅地建物取引業者営業保証金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

法務大臣　上川　陽子
国土交通大臣　赤羽　一嘉

宅地建物取引業者営業保証金規則等の一部を改正する省令

（宅地建物取引業者営業保証金規則の一部改正）

第一条　宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和三十二年法務省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊞」を削る。

様式第三号中「賛辞者　氏名　㊞」を「賛辞者　氏名　」に改める。

（積立式宅地建物販売業者営業保証金規則の一部改正）

第二条　積立式宅地建物販売業者営業保証金規則（昭和四十六年法務省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三及び第四中「㊞」を削る。

（宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則の一部改正）

第三条　宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和四十八年法務省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記書式中「賛辞者　氏名　㊞」を「賛辞者　氏名　」に改める。

（旅行業者営業保証金規則の一部改正）

第四条　旅行業者営業保証金規則（平成八年法務省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二号書式及び第三号書式中「氏名　印」を「氏名　」に改め、「注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

第五号書式中「㊞」及び「注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

（旅行業協会弁済業務保証金規則の一部改正）

第五条　旅行業協会弁済業務保証金規則（平成八年法務省・運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「代表者の氏名及び資格　印」を「代表者の氏名及び資格　」に「注１」を「注」に改め、「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。